

児童虐待対応強化推進事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）					部局名	子育て推進部		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ2 いのちと暮らしを守る安全安心な社会の構築						
	施策	施策5 暮らしの安全・安心の確保						
	目的	犯罪や交通事故など、暮らしに関する不安や危険を払拭するための取組みを強化し、県民の生命、財産を守る。						
	目標指標 (R2)	要保護児童対策地域協議会の年間開催回数						
	策定時の実績	5回 (H27)	現状	6. 3回 (H30)	主要事業	虐待等対策の強化		
事業名	児童虐待対応強化推進事業費			担当課・担当	子ども家庭課 児童養護担当			
事業開始年度	不明			事業終了(予定)年度	未設定			
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	虐待対応に適切に対応するため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な保護指導及びアフターケアに至る切れ目のない施策を総合的に推進する。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止キャンペーン(山形県オレンジリボンキャンペーン)の実施 児童虐待等の早期発見・早期対応に向けた市町村や関係機関等との連携強化(市町村への児童相談所の児童福祉司スーパーバイザーの派遣) 							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由: オレンジリボンキャンペーンなど民間実施が効果的なものについては委託							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	発生予防	411	204					
	発生予防(虐待防止キャンペーン)	559	559					
	早期発見・早期対応	465	485					
	適切な保護指導	545	467					
	児童虐待防止対策緊急強化	134	122					
	適切な保護指導(社会的養護機能強化)	222	240					
	基幹的職員研修事業	277	0					
計	2,613	2,077	0	0	0			
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金	1,193	917					
	繰入金							
	その他特定財源							
	一般財源	1,420	1,160					
	計	2,613	2,077	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	年度	年度	年度	年度	年度
	-	活動実績						
		当初見込み						
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	要保護児童対策地域協議会の年間開催回数	成果実績	回	5.2	6.3			
		目標値	回	6.5	7.25	8.0	8.4	8.8
		達成度	%	80.0%	86.9%			
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設等職員研修費(義務研修) 児童福祉司任用前講習会(5日間)・児童福祉司任用後研修(5日間)、市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修(5日間)等の実施 							

事業目標の考え方(事業目標設定時)

要保護児童対策地域協議会の実務担当者会議の開催目標(各市町村平均)について
 ○山形子育て応援プラン(H27~H31)の目標(H31)は、年8回以上(※)
 ・H27実績が5回、H31目標が8回とし、各年均等按分(H28:5.75回、H29:6.5回、H30:7.25回、H31:8回)
 (※) 8回の根拠:市は毎月(年12回)、町村は四半期に1回(年4回)開催してもらうこととし、既に毎月開催している町村も含めて平均7.89回(≒8回)
 ○次期短期アクションプラン(H29~H32)の目標(H32)は、年8.4回以上
 ・次期子育て応援プラン(H32~36)の目標(H36)を年10回以上と想定し、H32~H36を均等按分(H32:8.4回)

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	虐待対応の強化は、児童の生命にも関わる観点から迅速な対応が必要であり、優先度が高い事業であるとともに、児童相談所を中心とした対応が求められ、県が実施すべき事業である。 地域の実情もあり市町村の平均開催回数は目標を下回ったが、本事業の実施により全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置され、定期的に協議会が開催されたことは、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に寄与するものである。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	B	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	事業目的及び事業内容に応じて、直接実施や委託などの実施方法を選定し、適切に支出した。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	
の役割分担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	虐待対応の強化は、児童の生命にも関わる観点から迅速な対応が必要であり、優先度が高い事業であるとともに、児童相談所を中心とした対応が求められ、県が実施すべき事業である。
今改後の課題等	全国的な虐待死事案の発生、児童虐待通告件数の増加に伴い、更なる対策の強化と児童虐待防止に向けた普及啓発が必要である。		

- ・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。
- A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。
- B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。
- C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。
- ー: 該当しない